

提案型事業評価対象事業の取組状況一覧（令和２～６年度決定分）

資料 3

No.	決定年度	担当課	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案 （解決方法）	今後の方向性（推進本部）	取組状況	達成状況等
							所見（推進本部）		
1	R5	企画政策課 生涯学習・スポーツ課	体育施設のオンライン利用申請	地域体育館（指定管理）の利用申請受付は、指定管理者である各地区自治振興会が人員を常駐して行っている状況にある。	・現在、紙ベースで利用申請を受け付けているが、件数が多く、今後、部活動の地域移行で、受付業務が更に煩雑になる懸念がある。 ・市内で利用可能な施設を探している方にとっては、一度に全施設の空き状況等を確認できる環境が望ましいと思われる。	他自治体の事例（例：射水市公共施設予約システム等）を参考に、オンラインで体育施設の予約や申請ができるシステムを市で導入し、例えば委託業者がシステムを管理運営して予約受付業務を担い、各地区は実際の利用に係る施設の管理運営を行うなど、役割分担して連携することで、各地区における利用申請業務の省力化を図り、利用者の利便性の向上につなげられないか検討するもの。 また、利用料金の徴収方法等についても検討が必要となる。	改 善	他自治体の運用状況等を確認のうえ、調査・研究をしているところであり、利用者の利便性向上、また施設管理者の申請業務の省力化につながるよう導入について引き続き検討する。	検討中
							利用者の利便性向上につながる申請手続の省力化や空き状況の公開について、どのような手法が考えられるのか調査・研究のうえ、導入に向けた検討を行うこと。		
2	R6	企画政策課	「使用料及び手数料の適正化に関する基本方針」策定事業	・健全で持続可能な「財政運営」の推進をしている中で、公平性の観点に基づき行政サービスにおける受益者負担の適正化等を図るため、「使用料及び手数料の適正化に関する基本方針」の策定を行う。 ・また、基本方針の策定においては、高齢者（65歳以上）の使用料の金額設定についても検討を行う。	・使用料及び手数料についての基準が存在しないため、金額の見直しを定期的を実施していない状況である。施設運営等の費用が増加している中で、受益者負担の観点から公平性を確保するため、利用者（受益者）の負担について検討する必要がある。 ・高齢者（65歳以上）の割合は3割を超えており（30.5％、R6.3末）、高齢者に対する使用料の割引の是非を検討する時期に来ている（割引率を低くする、75歳以上のみを対象とするなど）。	・次のような観点から「使用料及び手数料の適正化に関する基本方針」を策定する。 ○受益者負担の適正化 ○使用料等の算定基準の明確化 ○減免基準の検討（高齢者の使用料も含む）	改善	他自治体の方針等を確認のうえ、令和7年度中の策定に向け調査・研究を進めている。	検討中
							市民の負担について考慮しつつ、昨今の社会情勢に応じた料金体系等の見直しについて検討のこと。		
3	R6	高齢介護課	ホームヘルプサービス利用助成事業	・市民税非課税世帯の在宅要介護高齢者に対し、ホームヘルプサービス利用料を助成することにより、在宅生活の継続を支援するもの。 <助成額> 本人負担額の全額 <対象者> ～H28.6月 要支援1・2、要介護1～5 H28.7月～ 要介護1～5 R4.7月～ 要介護3～5 ※ R5年度利用者数 21名 助成金額 760,549円	・県内で当該事業を実施しているのは砺波市のみ。他市は何年も前に廃止している。 ・他の在宅介護サービス（デイサービス等）には助成制度がなく、利用するサービスによって格差が生じている。 ・低所得者への支援としては、介護保険制度において介護保険料の軽減や高額介護サービス費上限額の軽減がある。本人負担額が全額無償となる当該事業は、受益者負担の原則に反する。	・段階的に助成対象者の見直しを実施してきており、令和7年6月末をもって廃止する。	廃止	令和7年6月末廃止に向けて、現在の利用者及び担当介護支援専門員、市内の居宅介護支援事業所・訪問介護事業所へ周知を行う。	検討中
							他の支援制度において必要な支援体制が整っていることから、当該事業については十分な周知期間を設けて廃止する。		

提案型事業評価対象事業の取組状況一覧（令和２～６年度決定分）

資料 3

No.	決定年度	担当課	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案 （解決方法）	今後の方向性（推進本部）	取組状況	達成状況等
							所見（推進本部）		
4	R6	健康センター	新生児・産婦訪問指導事業	・平成９年度の地域保健法の全面施行に伴い、母子保健法が一部改正され、妊産婦、新生児訪問指導事業が市に委譲された。 ・本市の対応として、新生児・産婦訪問を希望される方へ速やかに対応するため、妊娠届出時に出生連絡票（はがきタイプ・個人情報保護シール付）を渡している。 ・里帰り出産の場合にも速やかに対応するため、直接里帰り先の市町村窓口へ郵送している。里帰り先の市町村に出生連絡票が提出されると、本市に訪問依頼書を送付するよう連絡が来る。	・本市で使用している出生連絡票（はがきタイプ・個人情報保護シール付）は、各自で切手を準備し投函（直接持参可）する必要がある、他の手段も検討する時期にある。 ・県内他市では、電子申請システムと出生連絡票の併用を開始したところであり、本人の利便性や申請から訪問対応までにかかる日数など、メリット、デメリットの把握が必要である。	・令和６年度は、他市の電子申請システム、出生連絡票の利用状況、訪問までにかかる日数や事務的取扱い状況等を調査し検討する。	改善	令和７年４月１日から電子申請システムと出生連絡票の併用を開始し、どちらからでも申請できるよう準備中。	準備中
							D X推進の観点から、電子申請システムを利用した申請手続について先行自治体の事例も参考に、実施に向け検討のこと。		
5	R6	商工観光課	紙パンフレット等の減量化について（D Xの推進）	・現在、市の広報や事業P Rに紙ベースのパンフレット等を作成し配布している事業が多く実施されている。 ・スマートフォンや二次元コードの普及に伴い事業等のP Rの方法も変化がみられ、紙ベースでの配布よりもより広く周知を図ることができる手法が求められており、S D G s（持続可能な開発目標）の１３番目にも「気候変動に具体的な対策を」が掲げられ、カーボンニュートラルは砺波市においても取り組むべき主要事項であると考える。 ・紙パンフレット等の減量を進める上で、併せてD Xの推進を図る観点から、二次元コードを掲載したカードを作成しH P等への誘導することによるP R方法を実施する。	・紙ベースでのチラシ・パンフレットは事業期間の終了後廃棄されるケースがほとんどであり、焼却による二酸化炭素の排出が伴う。 ・チラシ・パンフレットの作成により在庫等を保有する必要性がある事業については、保管場所が問題となっている。 ・チラシ・パンフレットの配布を主としたP Rは配布相手のみの限定的なP Rとなる。 ・印刷業界への発注が減少することも予想される。	・チラシ・パンフレットの作成・配布を減らし二次元コードを掲載したカードを作成しH P等へ誘導する。 ・誘導先ホームページ等の管理を委託することにより、最新の情報の提供が可能となるとともに、職員の事務軽減にもつながる。 ・印刷業界への委託発注を検討することにより業界への発注規模の減少を維持する。	改善	紙パンフレットの削減及びD Xの推進を図る観点から二次元コードカードを4, 0 0 0枚作成し、フラワー都市交流連絡協議会砺波市総会やとなみチューリップフェアをはじめとした多数のイベント・出向宣伝等で配布を行った。誘導先ホームページの管理委託、印刷業界への発注規模の縮小の抑制については、引き続き検討を行うもの。	一部達成
							事業等の効果的なP Rに繋がること、またペーパーレス化の観点から、紙パンフレット等と比して効果的であるものについて、二次元コードを掲載したカードへの移行について検討のこと。		
6	R6	土木課	市街地の浸水対策事業（水門遠隔操作化事業）	・一定量(15～20mm/h)程度以上の雨が降った（降る）場合、用水路に設置されている20箇所以上の水門を操作し、市街地への流入水量を調整し溢水を防いでいる。 ・基本は市職員が行っているが、夜間や休日等で職員が早急に対応できない場合、地域の水門操作協力員(17名)の住民に対応をお願いしている。	・水門操作の多くは降雨時であり、落雷の危険も伴っている。また、夜間の場合、水路への転落の危険もある。 ・このような作業を地域の水門操作協力員に依頼すべきではない。 ・職員も危険が伴う作業であることから、可能な限り、水門の遠隔操作化を進める必要がある。	・水門の遠隔操作化を進め、迅速な対応と危険回避を行う。 ・遠隔操作可能な水門を増やすことで、地域の協力員が不要となる。	改善	より財源が有利な事業を活用するため、県農業農村整備事業（地域営農確立促進事業）の該当要件を満たす1箇所について、令和7年度の整備を要望した。（県補助4 0 %、緊自債6 0 %（うち交付税措置4 2 %））	検討中
							遠隔操作化により協力員等の人的な負担が減少し、また緊急時に迅速な対応が可能となることから、導入効果の高いものについて実施に向け検討のこと。 なお、整備に多額の費用を要することから、財源の確保に留意のこと。		

提案型事業評価対象事業の取組状況一覧（令和２～６年度決定分）

資料 3

No.	決定年度	担当課	事業名	事業概要	課題内容	課題に対する担当課の提案 （解決方法）	今後の方向性（推進本部）	取組状況	達成状況等
							所見（推進本部）		
7	R6	都市整備課	都市公園の維持管理	・都市公園１９０箇所のうち、他部署管理やチューリップ公園等を除く１７９公園を維持管理するもの。 ・うち６０公園について、地元自治会など３２団体に管理を委託している。	・地元自治会などとの契約手続に時間を要している。	・長期継続契約を検討する。	改善		検討中
							地元自治会等の事務負担軽減に繋がることから、令和７年度からの契約締結に向け検討のこと。		
8	R6	こども課	児童遊園の管理方法の整理	・市内には都市公園のほかに地元において管理されている児童遊園があるが、それぞれ所管課が都市整備課と、こども課とに分かれている。 児童遊園・・・中村、千代、東石丸、五谷の各地内の計４箇所（いずれも砺波市有地）	・児童遊園はこども課所管であるが、市民の方には公園の管轄の違いが分からない。 ・同じ公園でありながら、管理方法に違いが生じている。 ・児童遊園は地元での管理となり、遊具等の設置に対する市補助金要綱はあるが実質利用されていない。（R６予算額０円、直近１０年の活用実績２件）	・児童遊園を都市公園とし、都市整備課において一括して管理していただく。（注：都市公園化については、緑地率の条件、他公園との間隔の条件等があるほか、公園内行為の制限が生じる。また、公園台帳の整備が必要となる。） ・「砺波市児童遊具整備等補助金交付要綱」を廃止する。	改善		検討中
							児童遊園のあり方について検討のうえ、廃止や地元への譲渡も含め検討のこと。遊具等の管理については、より効率的な方法により行うこと。		